



監 査 報 告 書

学校法人 市邨学園

理 事 会 御 中


私たち学校法人市邨学園の監事は、私立学校法第37条3項の規定に基づく監査を行うため、2019年度の学校法人市邨学園の業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法として、理事会その他重要な会議に出席するほか理事から事業の報告を聴取し、また重要資料を閲覧して業務の執行状況を監査し、また会計監査人と連携を取り財産の状況を監査いたしました。

監査の結果、理事の業務の執行に関しては法令及び寄附行為に違反する重大な事実はなく、また2019年度の学校法人市邨学園の財務書類等は、当該年度末における財産の状況を適正に表示しているものと認められます。

令和2年 5月26日

学校法人 市邨学園

監 事 佐々木 雄太 

監 事 石 倉 平 五 